

湖西市在宅医療・介護連携推進協議会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年6月12日

湖西市長 田内



## 湖西市在宅医療・介護連携推進協議会設置要綱の一部 を改正する要綱

湖西市在宅医療・介護連携推進協議会設置要綱（平成29年湖西市告示第68号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、かつ、継続的な」を「かつ継続的な」に改める。

第3条第3項ただし書を次のように改める。

ただし、委員がその任期中に委員でなくなった場合において、その委員に代えて新たな委員を委嘱したときの当該委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条に次の1項を加える。

4 委員は、再任されることができる。

第5条第3項中「聞く」を「聴く」に改める。

第6条を次のように改める。

（専門部会）

第6条 協議会は、第2条に規定する事項を実施するに当たり、専門的かつ具体的に協議し、又は検討するために、専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員をもって構成する。

3 専門部会の部会長（次項及び第5項において「部会長」という。）は、前項の委員のうちから互選し、専門部会の会議の議長となる。

4 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

5 部会長は、必要があると認めるときは、会長が認める専門部会の構成員以外の者

の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

第7条の見出しを「(補則)」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

